

【カテゴリーⅡ】

日本建築学会計画系論文集 第74卷 第637号, 559-566, 2009年3月
J. Archit. Plann., AJI, Vol. 74 No. 637, 559-566, Mar., 2009

要養護児童のためのグループホーム整備の実態に関する研究 A STUDY ON THE GROUP HOME FOR CHILDREN IN RESIDENTIAL CARE

石垣 文*, 小野田 泰明**, 松浦 真樹***, 金成 瑞穂****

*Aya ISHIGAKI, Yasuaki ONODA, Masaki MATSUURA
and Mizuho KANNARI*

The purpose of this study is to examine the actual condition of group home for children in residential care, and to clarify issues of the living environment. The main findings are as follows:

- 1) There are 194 group homes throughout Japan.
- 2) The types of the living environment are characterized by its property, the size of the housing and the member of the group homes. Not all the group homes afford enough space for the children and the staff.
- 3) The difference in living environment comes also from finances and child welfare policy in each local autonomy.

Keywords: residential center, group home, actual condition, group members, living environment, system

児童養護施設, グループホーム, 整備実態, 生活集団, 居住環境, 制度

1. 研究の背景

児童虐待問題や青少年の荒れなど、今日の児童と家庭を巡る状況には多くの困難がみられる。その一方で公的な福祉支援は先細り、所得格差も増大の傾向にあるなど、その重要性にも関わらず、児童・家庭に対する支援体制の構築や人生初期における保障の確立^{1,2)}はますます困難となっている^{注1)}。

様々な事情から家族と暮らすことのできない要養護児童は、現在、4万人に達しており、その9割程度が施設での生活を送っている。こうした施設の中心的役割を担ってきたのが児童養護施設であるが、近年は入所児童や家族の抱える問題の多様化・深刻化に直面するなど転換期を迎えており、様々な実践や研究によって、児童の自立に際した課題が明らかにされつつある^{3,4)}ものの、施設・行政ともにそれを支えるに充分な方策が取られてきたとは言い難い状況にあつた。そのようななか、近年、小規模の生活集団が施設の外で暮らす「グループホーム（以下、GHと略す）」が、児童へのより家庭的な生活やケアを提供できる方策として期待されている。

一方、現在のわが国の福祉体制全体に視線を転ずると⁵⁾、「ソーシャルインクルージョン（社会的包括）」⁶⁾や「ケアの倫理」⁷⁾といった点からの社会再構築の必要性が指摘される他、実際に政府が人々へ「参加型福祉社会」への要請⁸⁾を行うなど福祉国家レジームの転

換期にあるといえる。他方、こうした活動を担ってきた子育て世代に経済活動への参加を奨励する^{注2)}といった相反する状況もみられるなか、児童の育成や地域社会のあり方にも大きな影響を及ぼすGH⁹⁾は極めて重要な枠組みといえる。

さて、1960年代からの先駆的な取り組みがみられたGH¹⁰⁾は、85年全国で初めて東京都で、次いで横浜市で制度化され、その後92年に高齢児童の自立支援目的に活用されるという経緯をたどってきた。しかし全国的な制度は、2000年（地域小規模児童養護施設の制度化）を待たなければならなかった。生活集団の小規模化による意義やその試みが示されつつある現在^{11,12,13)}、児童養護施設の将来構想の柱となる養育形態¹⁴⁾とされるGHであるが、その整備や住環境に対する研究は必ずしも十分とは言えなかつたのである^{注3)}。国の制度開始に前後して、社会福祉分野からはGHの整備状況や入所児童の特性が示されてきた^{15,16)}ものの、近年の整備数の増加を捉えた基礎的なデータベースではなく、生活集団の実態や建築特性、また現在のGH事業が抱える課題についてもほとんど手つかずのままであった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、全国GHの整備実態を把握し、その基礎的データベースの構築を通じて日本におけるGH整備の特色とその課題を

本稿は2007、2008年度日本建築学会大会学術講演会、2007年度日本社会福祉学会全国大会、2007年度日本子ども家庭福祉学会全国大会での発表内容に加筆修正をえたものである。

* 早稲田大学人間科学学院 助手・博士(工学)

** 東北大学大学院工学研究科 教授・博士(工学)

*** (株)竹中工務店 工修

**** 積水ハウス(株) 工修

Research Assoc., Faculty of Human Science, Waseda University, Dr. Eng.

Prof., Graduate School of Engineering, University of Tohoku, Dr. Eng.

TAKENAKA CORPORATION, M. Eng.

Sekisui House, Ltd., M. Eng.

明らかにすることを目的とし、具体的には以下の四構成をとる。まず、全国のGHの整備状況ならびに各GHの実施主体の特色を明らかにする。ついで、そこでの児童及び職員の集団構成の特徴を把握するとともに、建築的な特性についても明らかにする。最後に得られた知見を統合して、GH整備における問題状況を整理する。

3. 研究の方法

3.1. 研究の対象

現在のわが国では、要養護児童のためのGHを包括する制度はみられない。そこで本研究では、GHを以下の①～④のいずれかに該

表1 調査の概要

[調査1 グループホームの整備数調査]	
対象：	全国 62 自治体主管課 (47 都道府県、15 政令指定都市)
方法：	アンケート郵送調査
内容：	GHの数と事業名、各GHの運営法人・所属本体施設名、各GHの住所（可能な場合）、自治体独自制度の有無とその理由（有の場合は要綱を添付）
期間：	2006.8.11 発送、2006.9.19 ドリーチ
回収率：	98% (61/62 自治体)
[調査2 アンケート作成へ向けたヒアリング調査]	
対象：	先駆的にGHを展開してきた3施設
GHの制度化に関わった福祉行政職員 1 名	
[調査3 グループホームの実態調査]	
対象：	198 GH (自治体への調査から把握された194 GHと、独自に把握された4 GH)
方法：	アンケートの配布調査 (43 GHへは小会議研究会研修会場にて配布)、または郵送調査 (151 GH、本体施設を通して調査紙を配布し、返信は本体施設を通さず、各GHから直接返送)
内容：	建物概要、担当職員および入所児童の属性、担当職員および入所児童と地域との関係、担当職員による地域の評価、建物平面図の回収
期間：	2006.10.11 配布・発送、2006.11.11 ドリーチ (ドリーチまでに回答がなかった76施設には2006.11.30 をドリーチとする督促状とアンケート用紙を再送)
回収率：	69.2% (137/198 GH、うち6 GHは事前に把握していないGHからの回答) ^{注4)}

表2 GH事業の比較

	設置数	制度開始	経営主体	定員	設備	職員	その他
地域小規模児童養護施設	106 (54.6%)	2000年	すでに本体施設を運営している地方公共団体及び社会福祉法人等	本体施設とは別に6名（常に現員5名を下回らないこと）	児童居室は一人当たり3.3m ² 以上、一居室2名まで 児童の相互交流の場を有する	専任の児童指導員又は保育士を2人 必要に応じその他職員（非常勤可）	ひとつの本体施設に複数設置可。地域小規模と自活訓練は同時認可されない 長期にわたり家庭復帰が見込めない児童等 単年度申請
児童養護施設分園型自活訓練事業	32 (16.5%)	1992年		定員内で6名程度	男女の居室を別に 一居室の定員は概ね二人 必要に応じ個室を設ける		ひとつの本体施設に地域小規模と自活訓練は同時認可されない 一年以内に社会的自立を予定する児童を優先
自治体独自制度	東京都養護児童グループホーム制度 42 (21.6%)	1985年	すでに本体施設を運営する社会福祉法人等	定員内で概ね6名（常に現員5名を下回らないこと）	児童福祉施設最低基準に準ずるもの 一居室2名まで 児童の相互交流の場を有する	児童指導員又は保育士 男女各1名 必要に応じその他職員（非常勤可）	ひとつの本体施設に複数設置可 家賃補助あり 単年度申請ではない
	横浜市ファミリーグループホーム 2 (1.0%)	1985年	社会福祉法人	定員内で概ね6名程度	ごく自然な一般家庭と同じ	児童と起居を共にし、専門的知識と経験を有すること	ひとつの本体施設に複数設置可 家賃補助あり 単年度申請ではない
	埼玉県地域小規模児童養護施設 2 (1.0%)	2001年	すでに本体施設を運営している地方公共団体及び社会福祉法人等	本体施設とは別に6名（常に現員5名を下回らないこと）	児童居室は一人当たり3.3m ² 以上、一居室2名まで 児童の相互交流の場を有する	児童指導員又は保育士を2人 必要に応じその他職員（非常勤可）	ひとつの本体施設に自活訓練との重複可 国の制度の承認を得られなかった場合に内容が認められれば、県単独で認可 長期にわたり家庭復帰が見込めない児童等
法人独自のグループホーム	8 (4.1%)				各法人による		
ほか	2 (1.0%)				小規模グループケア事業を運用		

設置数は調査1より得られた値である。表は、「地域小規模児童養護施設の設置運営について」「東京都養護児童グループホーム制度実施要綱」「埼玉県地域小規模児童養護施設設置運営要綱」「横浜市ファミリーグループホーム実施補助要綱」「第一回今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会資料」より作成した。神奈川県からは自治体制度の要綱が得られなかった。

当するものをその対象とすることとした（①地域小規模児童養護施設、②児童養護施設分園型自活訓練事業、③自治体が独自に定めた地域小規模児童養護施設と同趣旨のもの、④施設が独自に展開する地域小規模児童養護施設と同趣旨のもの）。

3.2. 調査の概要

整備状況の把握は次の三段階（表1）で構成される。まずGHの整備数を把握するため、全国62の自治体主管課に対してアンケート郵送調査を展開した。次いで行うヒアリングをもとにアンケートを作成し、自治体より把握されたGHへ実態調査を行った。

4. 全国のグループホーム整備状況

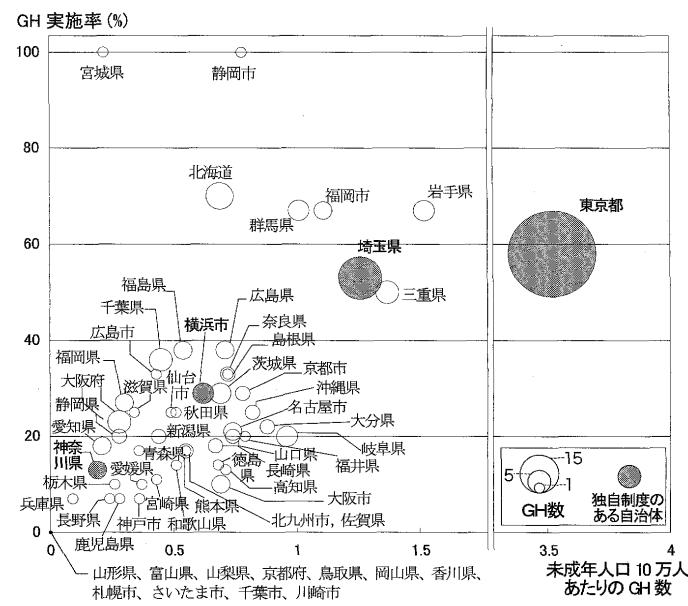


図1 自治体別にみるGH整備 ^{注6)}

児童養護施設（以下、本体施設とも略す）の25%（139 / 549 施設^{注5)}）がGHを開設しており、GHの総整備数は194である。ひとつの本体施設が有するGH数は、1が約八割、2が約一割であり、最多で6という施設が確認された。2000年の地域小規模児童養護施設（以下、「地域小規模」と略す）の制度化以降、その数は増加している。また、その増加数では04年度が大きくなっているが、これは「地域小規模」が児童福祉施設等の施設整備費の対象とされた年度であることが背景にあると推測される。

自治体ごとの整備を見る（図1）と、八割以上の自治体で未成人人口10万人あたりのGH数が1未満、GH実施率（当該自治体における児童養護施設数に対し実施施設数の占める割合）は四割未満で、約二割の自治体においてGHは実施されていなかった。事業種別（表2）では、「地域小規模」が五割強、次いで自治体制度によるものが挙げられ、両者をあわせると八割近くを占めている。一方で調査3によると、児童養護施設分園型自活訓練事業（以下、「自活訓練事業」と略す）の新設は、03年度以降は確認されず、GHが、自立を眼前

表3 地域小規模の開設延期の理由

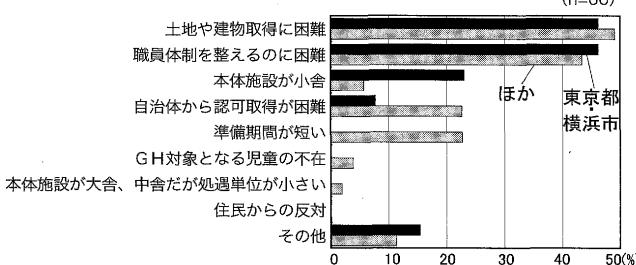
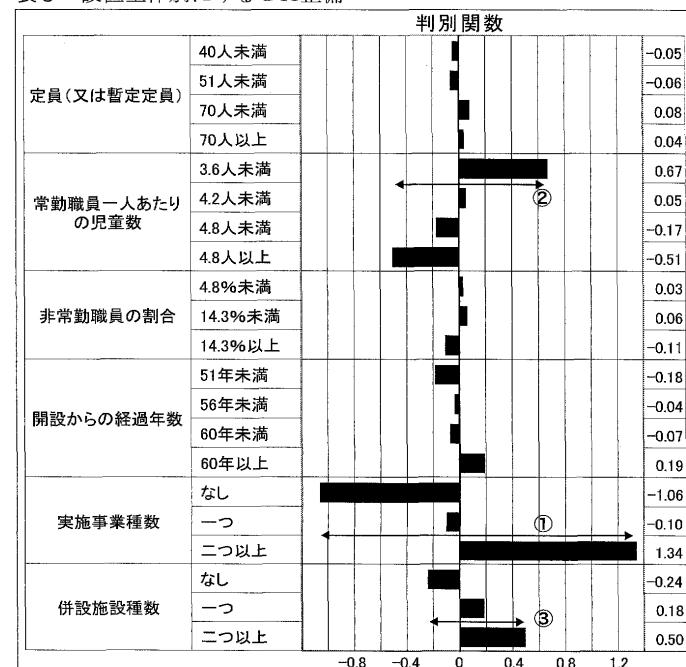


表4 判別分析の正答率

	施設数	判別結果	
		GH非設置施設	GH設置施設
GH非設置施設	408	350	58
GH設置施設	140	36	104

全体としての判別結果の正答率は82.85%

表5 設置主体別にみるGH整備



社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設施設協議会「平成17・18年度全国児童養護施設一覧」より作成

にする高齢児童の支援に特化したものから、より広い児童を対象としたものに移行していると捉えることができる^{注7)}。さらに、その事業内容を整理すると、GH制度に本体施設の解体・小規模化の趣旨が読みとれる東京都・横浜市の制度に対し、「地域小規模」や埼玉県のそれにおいては施設規模の拡大が意図され、方向性には違いが見られる^{注8)}。「地域小規模」のみに着目すると、2001年度以降に開設したGHが、開設を見送っていた理由（表3）に挙げたのは、土地建物の取得と職員体制であった。一方、自治体からの認可においては東京都・横浜市とほかの自治体でひらきが見られる。このように、全国に先駆けてGH制度化を実施してきた東京都・横浜市と他の自治体との方向性や整備には明らかな差が存在し、背景として自治体の財政力の高さが推測される^{注9)}。ゆえに本稿ではGHの立地に関し、東京都・横浜市（以下、東京・横浜と略す）とほか自治体という区分を適宜用いる。

次に、GHの実施、非実施を本体施設の特色から明らかにすべく、判別分析を行った（表4、5）。本体施設の実施事業種数や常勤職員一人あたりの児童数、併設施設種数といった施設運営状況の影響を見てとれる。本体施設の事業意欲や職員配置への配慮とGHの実現可能性との関係を示唆する結果は興味深い。

5. 生活集団の構成とその特性

次に、職員と入所児童からなる生活集団の現状と構成をみた。

職員数は、平均で専属常勤職員が2.1名、その他の職員が1.0名であり、担当職員数は3名^{注10)}のものが最多である（図2）。実際の職員数は「地域小規模」や東京都の制度上の2.5名を上回る値となっている。職員の年齢は20歳代が最多であるものの、児童養護施設全体と比較すると30歳代と60歳代以上の職員が多く割り当てられている（表6）。更に勤務形態は、40歳代以下職員のGH専属常勤が

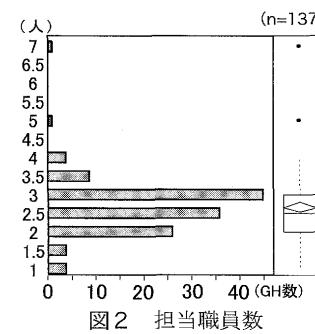


表6 職員の年齢構成割合

児童養護施設	GH	うち専任常勤の割合
20歳代	50.7	44.7
30歳代	20.9	24.9
40歳代	16.7	13.9
50歳代	9.9	10.2
60歳代以上	1.9	6.4
合計	100	100

児童養護施設の値は厚生労働省「平成13年社会福祉施設等調査の概況」より

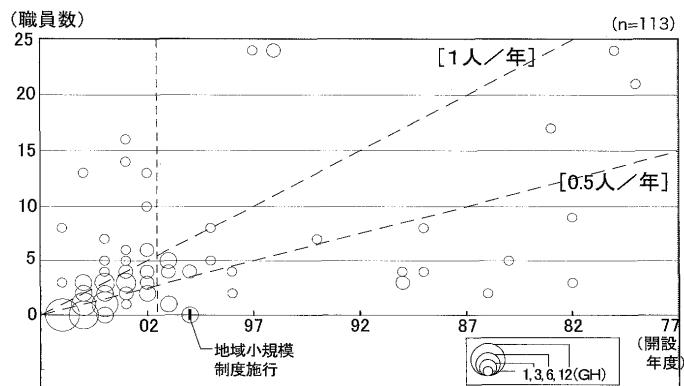
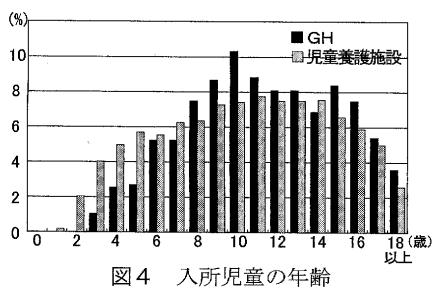


図3 開設年と配置換え職員数

65%を越える一方、50歳代、60歳代以上と年齢が上がるにつれ専任常勤の割合は減少しており、年齢や勤務形態を工夫しながら人員を確保していることが伺える。勤務体制は通勤交替制が七割近くで採用され、また約七割の職員はG Hの属する中学校学区の外から通勤しているという実態が確認された。

2.5名前後の職員から構成されるG Hではあるが、八割のG Hでは年に一人以上の職員の配置換えが確認された。それを開設年ごとにまとめる(図3)と、02年度以降に開設されたG Hは年に一人以上の配置換えが行われるケースが32.5%であり、それ以前に開設されたG Hの12.0%に比較して頻繁である。G H数が増加するにつれ、「特定の養育者との安定した関係が築きやすい¹⁰⁾」というG Hの特質が変容してきていることが推測される。



児童養護施設の値は厚生労働省「平成18年社会福祉施設等調査」より

表7 入所児童数

	GH数	割合
2人	1	0.7
3人	4	2.9
4人	7	5.1
5人	24	17.5
6人	94	68.6
7人	5	3.6
10人	2	1.5
計	137	100

次に入所児童であるが、年齢は児童養護施設全体に比べ7歳以下の児童が少なく、10歳前後の児童と16歳前後の児童が多い傾向がみられる(図4)。とりわけ未就学児童割合が低くなっている。児童数は6名または5名のものが約85%を占めているが(表7)、2名から10名までばらつきも見られる。

複数の児童と職員が密接に生活するG Hでは、生活集団の構成が、住環境に深く関わってくる。そこでここでは児童と職員に関する指標について主成分分析を行い、その全体的傾向をみた(図5)。主成分の解釈は、第一主成分を「児童年齢の高さ」、第二主成分を「非常勤職員を含む通勤交替制か、住み込み制か」、第三主成分を「通勤交替制か、非常勤職員を含む住み込み制か」、第四主成分を「専任常勤職員と高齢児主体か、兼任職員と未就学児主体か」を表す軸とした。次に第三主成分までの得点値をデータとしてクラスター分析(データは標準化し、Ward法を用いた)を行い、四つの類型を得た(図5)。各類型は、児童の構成と職員の勤務体制によりS1は「小学生主体・住み込み型」(29GH、24%)、S2は「縦割り児童・通勤交替型」(63GH、52%)、S3は「縦割り児童・非常勤活用型」(14GH、11%)、S4は「高齢児・住み込み型」(14GH、11%)と表現する。

各類型の特性(表8)をみていくと、過半数を占める「縦割り児童・通勤交替型」の職員は平均2.8名、そのうち八割が専属常勤の体制をとっている。同じ縦割り児童でも「縦割り児童・非常勤活用型」は半数近くの職員が非常勤であり、平均年齢も48歳と最も高い。通勤交替型に比べ、未就学児はやや少ない傾向がみられる。「小学生主体・住み込み型」は職員の平均年齢が32歳と最も若く、また職員が中学校学区内に住む割合も七割と最多である。東京横浜では、「縦割り児童・通勤交替型」が七割を超える一方、「縦割り児童・非常勤活用型」はほとんど見られない。制度による支援が専任常勤の割合を高めていると考えられる。他方、ほかの自治体では住み込みや非常勤職員の活用がみられ、運営面での工夫でG Hが展開されている実態が読みとれる。また、「高齢児・住み込み型」のG Hは、「地域小規模」の制度化以前に開始されたものが約六割を占めている。この型は、職員数に規定のない自活訓練事業によるものが過半を占めるため、本体施設と兼任の職員が六割おり、職員数も平均2.1名と四類型のなかでは最も手薄い職員体制にあることが指摘されよう。

6. 居住環境の現況とその特性

表8 生活集団類型の特性

	S1 小学生主体・ 住み込み型	S2 縦割り児童・ 通勤交替型	S3 縦割り児童・ 非常勤活用型	S4 高齢児・ 住み込み型
GH数	29	63	14	14
事業	地域・自活訓練・自治体・小規模事業・独自	73:0:17:10	64:3:30:3	79:7:0:14
立地	東京横浜のG Hに占める割合	24.1	17.5	21.4
職員	平均人数	2.5	2.8	2.9
	専任常勤の割合	32.0	34.0	48.0
	専任非常勤の割合	2.0	8.0	46.0
	本体施設と兼任の割合	12.0	5.0	1.0
	通勤交替制:住み込み制	20.80	97.3	72.28
児童	中学校学区内に住まう割合	68.5	8.4	51.3
	未就学児の割合	16.0	7.7	1.2
	小学生の割合	57.5	41.9	41.7
	中学生的割合	13.4	23.9	35.7
	中学卒業以降の児童の割合	9.7	23.4	21.4

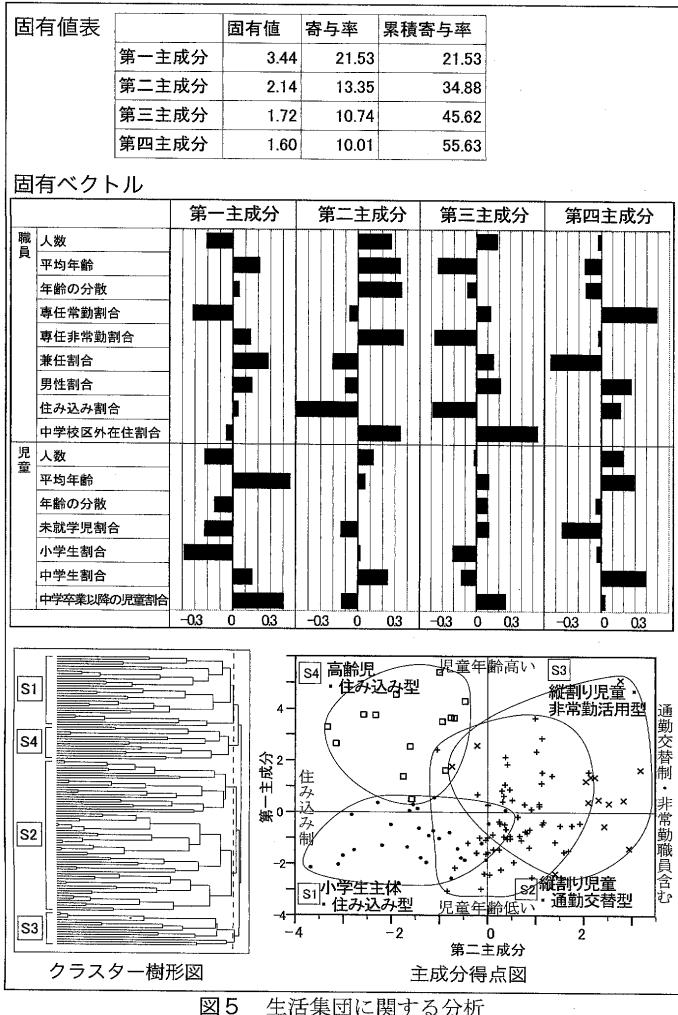


図5 生活集団に関する分析

G H開設の障壁（表3）として「職員体制の問題」と並びトップに挙げられるのが「土地建物の確保」であるが、ここからはG Hの居住環境について、建物を中心に分析していく。

まず、G Hとして使用されるのは借家戸建て住宅が63%、次いで持ち家戸建て住宅が25%と、戸建て住宅が主体となっている（表9）。延べ床面積は中央値が 119 m^2 、平均値は 130 m^2 （図6）であり、ま

表9 建て方と所有形態

	持ち家	借家	ほか	計	割合	
戸建て住宅	35	86	0	121	88.3	
集合住宅	2	4	0	6	4.4	
長屋	0	1	0	1	0.7	
住宅以外を改築	4	2	1	7	5.1	兼用住宅、職員寮、独身寮、工場会社事務所、児童相談所保護所
ほか	0	2	0	2	1.5	テラスハウス
計	41	95	1	137	100	
割合	29.9	69.3	0.7	100		

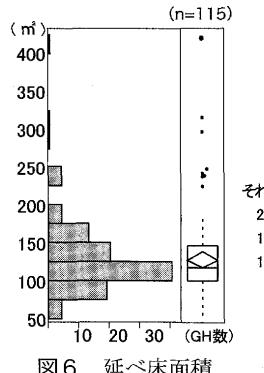


図6 延べ床面積

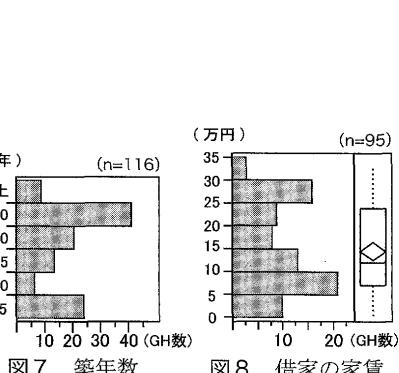


図7 築年数

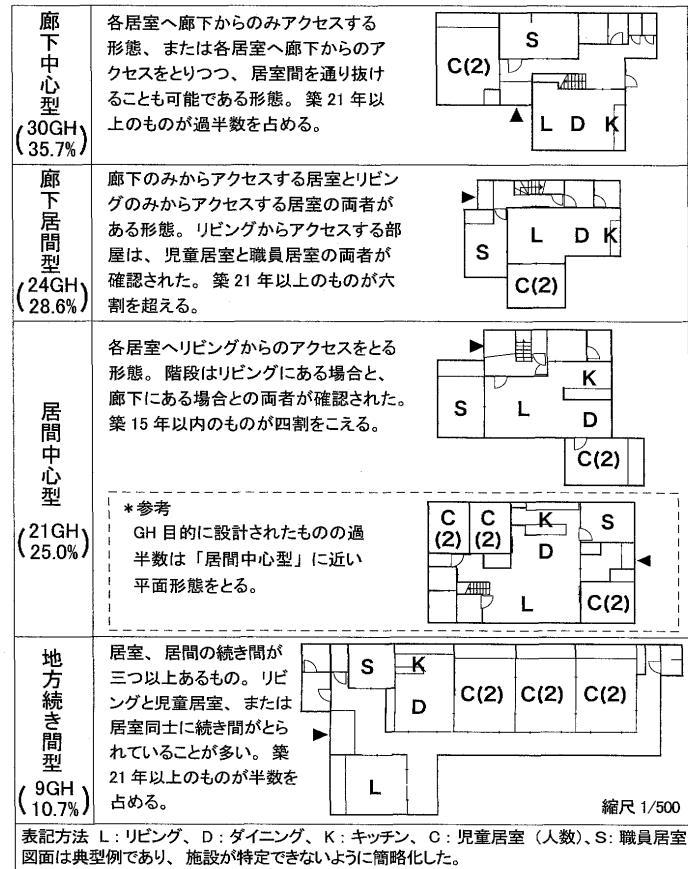


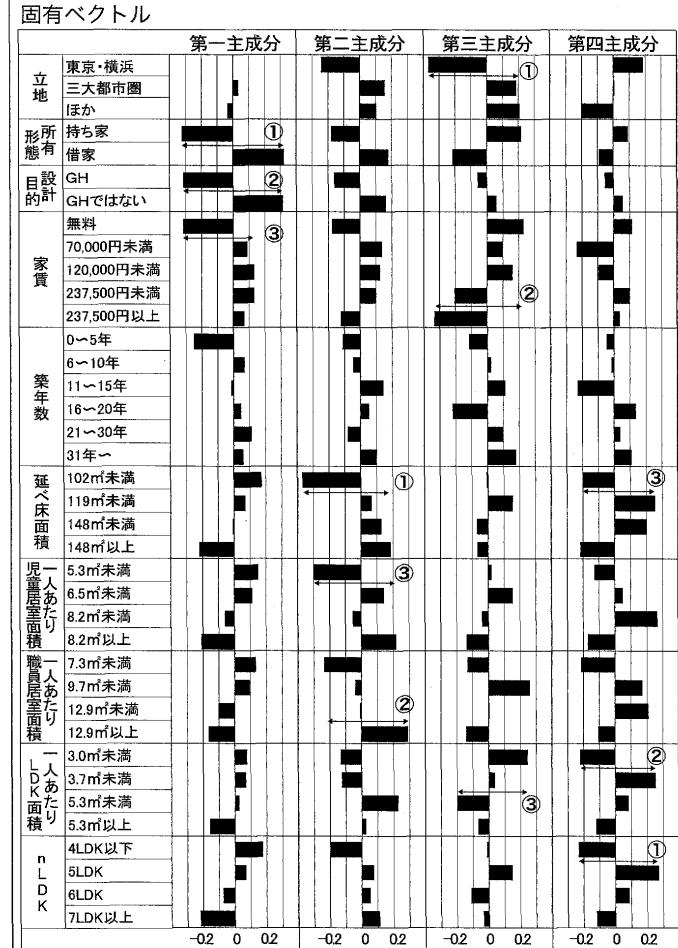
図9 借家戸建て住宅活用GHの平面類型

た築年数、家賃ともにその分布には二つの極が見られる(図7,8)。

六割強を占める借家戸建住宅は、その一階平面型から四つに分類できる^{注11)}(図9)。東京・横浜と三大都市圏^{注12)}では廊下中心型が最多となる一方、地方続き間型はほとんど確認されなかつた。また、GH目的に設計されたものは、児童と職員の共用空間がアクセスの中心に据えられた型である居間中心型にあたるものが過半を占めた。このように平面にはそれぞれ特色が見られるのだが、それらと生活集団の類型や事業種との相関はみられなかつた。

ここからは居住環境に関する指標について主成分分析を行い、全体的な傾向をみた(図10)。主成分の解釈はそれぞれ第一主成分を「借

固有值表	固有值	寄与率	累積寄与率
	5.68	14.94	14.94
	3.47	9.13	24.07
	3.11	8.17	32.25
	2.60	6.85	39.09



クラスター樹形図

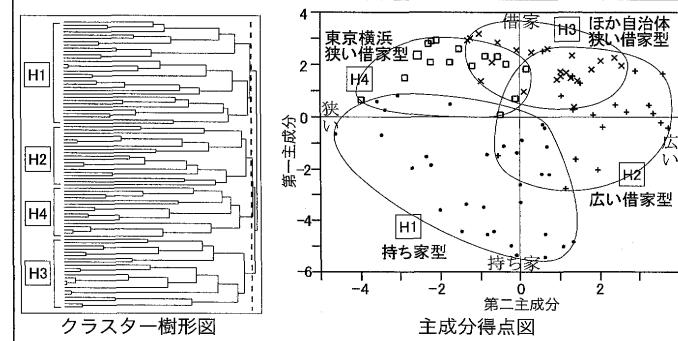


図 10 居住環境に関する分析

表 10 居住環境類型の特性

	H1 持ち家型	H2 広い借家型	H3 ほか自治体 狭い借家型	H4 東京横浜 狭い借家型
GH数	32	19	22	16
東京横浜に立地する割合	37.5	47.4	0	93.8
築年数5年以内の割合	37.5	10.5	0	18.8
築年数21年以上の割合	31.3	21.1	68.2	43.8
平均延べ床面積(m ²)	144.2	155.9	116.3	100.8
家賃平均(円)		157,944	73,568	239,063
一戸あたり家賃平均(円)	0	1,778	1,127	4,118

「家か持ち家か」、第二主成分を「広いか狭いか」、第三主成分を「ほかの自治体か東京・横浜か」、第四主成分を「中規模のGHか小規模または大規模なGHか」を表す軸とした。次に第三主成分までの得点値をデータとしてクラスター分析（データは標準化し、Ward法を用いた）し、四つの類型を得た（図10）。各類型はその規模と所有形態によりH1は「持ち家型」（32GH、36.0%）、H2は「広い借家型」（19GH、21.3%）、H3は「ほか自治体狭い借家型」（22GH、24.7%）、H4は「東京横浜狭い借家型」（16GH、18.0%）と表現する。

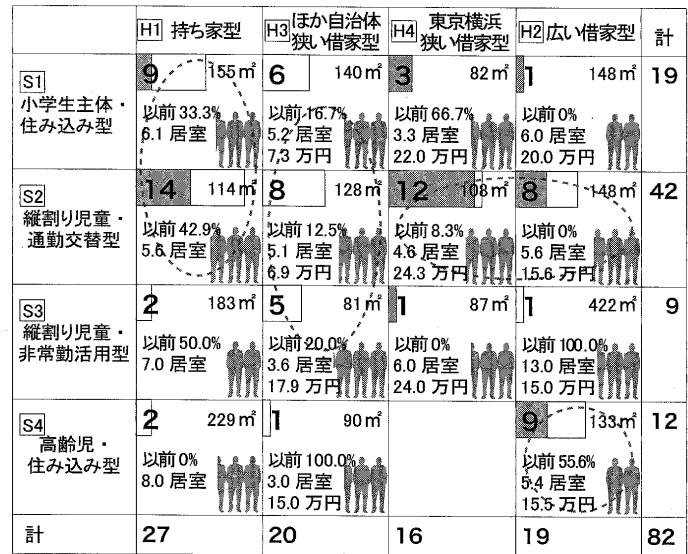
各類型の特性（表10）をみていくと、「持ち家型」は全国に分布し、築5年以内のものが四割程度と全類型のうち最も高い比率で、平均延べ床面積も144 m²と全国平均のそれを上回っている。「広い借家型」（1戸あたり家賃平均1,778円）は延べ床面積が平均155 m²と最大であるが、「東京横浜狭い借家型」（同4,118円）と「ほか自治体狭い借家型」（同1,127円^{注13)}の平均延べ床面積は前者が100 m²、後者が116 m²と全国平均を下回っている。またともに築21年以上が約半数を占めている。

なお土地・建物選択の理由に「この場所しかなかった」と回答したGHは、「持ち家型」と「ほか自治体狭い借家型」では二割程度だが、「広い借家型」では四割、「東京横浜狭い借家型」では五割をえた。条件によって、借家の確保が難しくなる状況が把握された。

7. 類型ごとにみるグループホームの特性

ここでは、これまで示した生活集団と居住環境の類型化の双方を重ね合わせて（図11）、GH特性の全体的状況を把握する。

最もGH数の多い「持ち家型」・「縦割り児童・通勤交替型」は、半分が東京・横浜に立地しており、持ち家のなかでは規模は小さい。「地域小規模」制度化以前に開設されたものが約半数を占めることも特筆できる。同じ「持ち家型」でも、「小学生主体・住み込み型」となると規模は大きくなり、東京・横浜の割合は低くなる。次に借家であるが、「ほか自治体狭い借家型」は家賃の最も低いグループである。「縦割り児童・通勤交替型」を軸にしながら非常勤や住み込み職員の活用など、運営面で工夫していることが推測される。「東京・横浜狭い借家型」は、「小学生主体・住み込み型」の運営のうち2GHが2000年より前に開設されているが、両者ともに開設25年を経過する伝統あるGHである。一方、「縦割り児童・通勤交替型」で運営されるものは00年度以降の開設が九割強と、新設の傾向が強い。また、同様の傾向が「広い借家型」・「縦割り児童・通勤交替型」にもみられる。「高齢児・住み込み型」は広い借家が主に活用されているものの、平面図を見ると全児童への個室確保は難しいようだ。また、主に「自活訓練事業」を用いて展開されるこのグループは職員数平均2.0名と「地域小規模」や自治体制度の基準を下回るなかで運営される傾向にある。

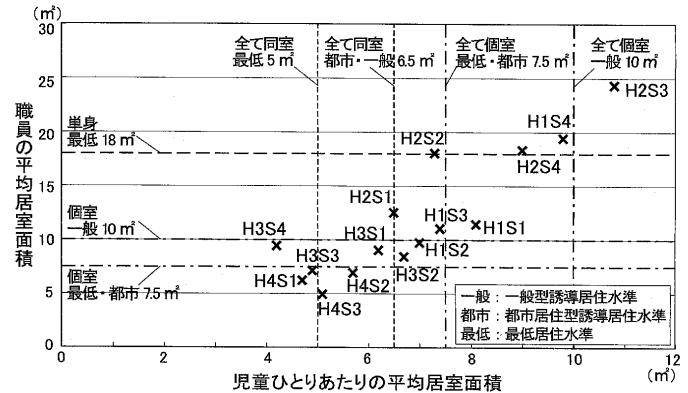


棒グラフはGHの所在地を表す（■：東京・横浜 □：ほかの自治体）

各ますの左上の数字はGH数を、右上は平均延べ床面積を表す。

「以前x%」は地域小規模制度化以前に開設されたGHの割合を、「y居室」は平均居室数を、「z万円」は平均家賃を、人型は平均職員数を示す。

図11 類型ごとにみるグループホームの特性



「同室」はふたりで一居室を使用する場合の、「個室」はひとりで一居室を使用する場合の一人あたりの床面積。

図12 類型ごとにみる居室面積

次に、児童および職員の居室面積の平均値と、住宅建設五箇年計画に示される居住水準を比較^{注14)}する（図12）。児童居室においては、全てを同室（ふたり一居室）としても一般型または都市居住型誘導居住水準に満たない類型は六つあり、最低居住水準にも満たない類型は三つ確認される。職員居室について最低居住水準に満たないものが四類型確認された。児童への個室の必要性は改めて議論される必要があるが、少なくとも高齢児や住み込み職員のプライバシー確保といった面からも、児童、職員とともにかならずしも充分な居室面積が確保されているとは言い難い状況が示された。

以上をまとめると、持ち家を確保してGHを運営できる施設が全国にみられる一方、東京横浜以外の自治体では職員体制を工夫しながら狭い借家のもとにGHを展開している状況が明らかになった。一方、東京横浜では借家を活用した「縦割り児童・通勤交替型」が増加している。またそれ以外に、相応の環境確保が難しい高齢児対象のGHが存在し、これら四つの系統が大きなかたまりであることが見てとれる。

8. まとめと考察

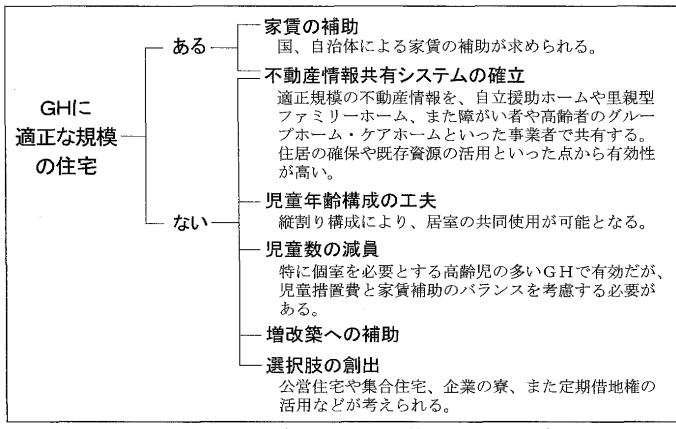


図 13 居住環境の確保・改善に向けた提案

以上、わが国の要養護児童を対象にしたグループホームの整備実態について明らかにしてきた。以下にまとめと考察を続ける。

①これまで明らかにされていなかった全国におけるGHの整備実態を包括的に明らかにするとともに、GHの実施には、自治体の児童施策の方向性や財政事情、児童養護施設の運営状況といった複合的要素の影響をみてとれることを示した。

②GHにおける生活集団の構成を、児童の年齢構成と職員の勤務体制を特徴として類型化し、自治体や制度間の差異がありながらも工夫した人員配置がなされていることを指摘した。また居住環境については、生活集団の規模に比べて、必ずしも充分な面積が確保されているとは言い難い傾向を確認するとともに、その規模と所有形態を指標とした類型化を通じて、施設や自治体によってその差が大きいくことを明らかにした。

③GHにおける生活集団と住環境の総合的な比較から、自治体間の施策差や各種制度、地域の住宅事情や人員配置などが相互に影響しながら、大きく四つの傾向が存在することを確認した。

④現在のGHの展開は「地域小規模」を中心に、複数制度の並立のもとに行われた。これは、自治体の財政状況によっては、家賃負担など実施施設の自助努力によりようやく成立する環境条件でもあり、これまで特に事業展開に意欲的な施設によって、GHの展開が担われてきた事象を裏づけるものであるとも言えよう。

こうした現況と同時に、土地建物の確保に課題を抱え、GHの開設を見送ってきた施設の存在も確認した。従って、今後のGH展開において建築的立場としては、建物確保の障壁を低くし、またその居住環境を改善する方策展開の重要性が指摘できよう^{注15)}。以下、具体的にいくつかの提案を示していきたい（図13）。

まずGH展開において、適正規模の住宅が存在する地域であるか否かでその方向は異なってくる。存在する場合には、適切な家賃補助並びに不動産情報共有システムの確立^{注16)}などが有効な施策として考えられる。現在の地域福祉の潮流にあっては、福祉事業者がこうした不動産情報を共有することは、既存資源の活用という面からも有効な手段となりうると思われる。しかしながら、民間の市場の中、もしくは外でありながらもそれと共に存しうるしくみをどのように位置付けていくか、地域側の理解、行政側や福祉事業者からのインセンティブ等が必要となろう。

一方、適正規模の住宅のない地域では、まず入所児童の構成や定

員の再検討を視野に入れるべきと思われる。特に児童数の減員については、それによる措置費の減額と、減員せざる家賃補助費を負担するケースとの比較検討がなされる必要がある。選択肢の創出といった点からは定期借地権の活用も有効なはずであるし、補助金の問題により現在は展開が難しいとされているようだが、公営住宅等のストック活用も選択肢のひとつであろう。

本稿により整備の実態とその特性を明らかにしたが、一方で地域との関わりを重視するGHにとって、周囲の地域性や住民との関りは等閑視できない^{注17)}。今後は、そうした側面からの考察を進めいくこととする。

謝辞

調査紙の回答および平面図の提供にご協力いただいた施設関係者の方々、ご指導いただいた菅野實教授（東京電機大学）、坂口大洋助教（東北大学）、調査紙作成にご協力いただいた米川文雄氏（小松島子どもの家）、藤田毅氏（仙台キリスト教育児院）に感謝申し上げる。なお、本研究は文部科学省科学研究費（萌芽研究、代表：小野田泰明、共同研究者：本間敏行・徳川直人、課題番号 18656168）を受けたものです。

注

注 1) 実際にわが国の児童家庭関係保障給付は、ここ 20 年のあいだ社会保障給付費全体の 3% 程度の推移を続けている¹⁷⁾のが現状である。

注 2) 参考文献 18、19 にそうした指摘がなされている。

注 3) 地域小規模児童養護施設では設備等に関する規定として運営要綱に以下の三点が挙げられているのみである。（(1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。(2) 一居室あたり 2 人までとすること。(3) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。）

注 4) 調査紙における各質問項目に対し、無回答や回答ミス、また縮尺不明の図面が認められたため、各図表に示される回答GH数（n）は異なる値となっている。

注 5) 全国の児童養護施設数は 549 ヶ所である。（2005 年 12 月全国児童養護施設協議会調べ）

注 6) 未成年人口のデータは平成 17 年国勢調査より。なお、堺市は当該データがなかったため割愛した。

注 7) 福祉行政関係者へのヒアリングからは、「自活訓練事業」に対する施設からの評判の良さ、またそれと同時に児童の入所期間の制限（上限 1 年）に対する批判が多く寄せられ、そうした事態が児童の入所期間に制限のない「地域小規模」の設立へのひとつの契機になったことが確認された。

注 8) 近年、要養護児童の増加²⁰⁾により、施設定員の拡大が求められているためである。もちろん国では、本体施設における生活集団の小規模化をすすめるべく、具体的には「小規模グループケア」事業を 2004 年より実施してきてはいる。

注 9) 地方公共団体の財政力を示す財政力指数をみると、東京都は 1.22、横浜市は 0.95 と高い値である。また東京都に次ぐ財政力指数を示す川崎市（1.04）をあわせた三自治体は、自治体独自制度のもとで里親型 GH を最も意欲的に展開していることにも言及したい。なお、里親型 GH は全国の 8 自治体、34 カ所で実施されていることも今回の調査で確認された。その一方、児童養護施設入所への措置権限を持つ児童相談所であるが、各自治体での「未成年人口 10 万人あたりの児童相談所相談受付件数」（平成 17 年国勢調査、平成 18 年度福祉行政報告例より算出）をみても、東京都は上位 20 自治体にも入っておらず、横浜市に至っては最下位という状況である。他自治体に比べて養護ニーズが極めて高いとはいえないと考えられる。

注 10) その他の職員とは、専属非常勤職員、本体施設と兼任の職員、パー

ト、他の勤務形態をとる職員を指す。また担当職員数は専属常勤職員を1名、その他の勤務形態の職員を0.5名として算出した。

注11) 参考文献21、22を参考に、各居室へのアクセス方法で分類した。

注12) 本論文では、三大都市圏に東京都・横浜市は含めないものとする。

注13) 総務省統計局「住宅・土地統計調査(平成15年)」によると、「ほか自治体狭い借家型」と同程度の家賃水準にあるのは、公営借家(一戸あたり家賃平均1,127円)や給与住宅(同1,179円)である。

注14) ここでは、第八期住宅建設五箇年計画²³⁾より、最低居住水準、都市居住型誘導居住水準、一般型誘導居住水準における寝室面積と、最低居住水準単身者の住戸面積をデータとして用いている。

注15) 財政難のもと福祉財源の削減が行われる昨今、少子化の影響により特に児童家庭関係への給付費の減少が危惧される。しかし、例えば被虐待児への支援を行うことは結果として、かなりの経済効果とそれに伴う社会的費用の軽減が見込まれる可能性も示されつつあり²⁴⁾、国や自治体からの多角的かつ長期的視野に基づく支援制度が求められる。

注16) アンケート調査の自由記述より、特に都市部において適正規模の住宅と理解ある貸し主を探す苦労が確認された。また、GHIと同様に要養護児童6名程度をケアする里親型ファミリーホーム従事者からも、居住環境整備の難しさが聞かれている(第三回里親ファミリーホーム全国研究協議会(2008年8月)でのパネルディスカッションより)。

注17) 実際、児童養護施設入所児の家庭は貧困世帯であることが多いことが指摘されている⁴⁾。それゆえ、どういった文化生活レベルを提供するか、どういった地域を選定し、住民との交流を図るかといった議論は、なかなか公式の場で扱われない、しかし重要な課題であることが、複数の施設関係者より指摘されてきている。

参考文献

- 1) 浅井春夫:子どもの貧困克服のための政策試論、浅井春男、松本伊智朗、湯澤直美編:子どもの貧困、明石書店、2008
- 2) 広井良典:持続可能な福祉社会、ちくま新書、2006
- 3) 東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会編:Leaving Care 児童養護施設職員のための自立支援ハンドブック、社会福祉法人東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会、2005
- 4) Roger Goodman: CHILDREN OF THE JAPANESE STATE THE CHANGING ROLE OF CHILD PROTECTION INSTITUTIONS IN CONTEMPORARY JAPAN, Oxford University Press, 2000(津崎哲雄訳:日本の児童養護、明石書店、2006)
- 5) 武川正吾:連帯と承認、東京大学出版会、2007
- 6) 西村昌記:新しい貧困とソーシャル・インクルージョン、園田恭一 西村昌記編著:ソーシャル・インクルージョンの社会福祉、ミネルヴァ書房、2008
- 7) 今田高俊:福祉国家とケアの倫理、塩野谷祐一、鈴木興太郎、後藤玲子編:福祉の公共哲学、東京大学出版会、2004
- 8) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会:市町村や地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について、2002
- 9) 芹沢俊介:「新しい家族」のつくりかた、晶文社、2003
- 10) 社会的養護の今後のあり方に関する研究班:社会的養護の今後のあり方に関する研究—グループホーム養育に関する内外調査研究一、資生堂社会福祉事業財団、1986
- 11) 天羽浩一:児童養護施設分園型グループホームの現状と今後の課題、福祉社会学部論集 Vol. 22 No. 2, pp. 37-50, 2003. 10
- 12) 石垣文、菅野實、小野田泰明、坂口大洋:情緒障害児への環境療法の展開にみる小舎型施設空間の意味、日本建築学会計画系論文集 No. 582, pp. 17-23, 2004. 8
- 13) 小野田泰明、菅野實、針生承一、本間敏行、大林政夫、瀬戸信太郎:養護施設のリニューアルにおける建築計画の実践、日本建築学会技術報告集、第3号、pp. 212-216, 1996. 12
- 14) 全国児童養護施設協議会・制度検討特別委員会小委員会:子どもを未来とするために、2003
- 15) 高橋利一、加藤尚子:児童養護施設における小規模化に関する調査研究、日本社会事業大学研究所年報36巻、pp. 141-186, 2000. 12
- 16) 庄司順一ほか:グループホームの現状と課題(1)、日本子ども家庭総合研究所紀要第39集、pp. 83-149, 2003. 8
- 17) 国立社会保障・人口問題研究所:平成16年度社会保障給付費、2006、(オンラインデータベース)、入手先 <http://www.ipss.go.jp>、(参照2007-04-07)。
- 18) 金子勇:少子化する高齢社会、NHKブックス、2006
- 19) 池本美香:失われる子育ての時間、勁草書房、2003
- 20) 厚生労働省:今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ 別添資料、2007
- 21) 鈴木成文:住まいを語る、建築資料研究社、2002
- 22) 服部岑生:平面類型から見た住様式の動向に関する研究(1)、住宅建築研究所報 Vol. 7, pp. 87-116, 1980
- 23) 国土交通省住宅局住宅政策課監修、住宅政策研究会編:新世紀の住宅政策、ぎょうせい、2002
- 24) 京極高宣:社会保障は日本経済の足を引っ張っているか、時事通信出版局、2006

(2008年10月10日原稿受理、2008年12月9日採用決定)